



2017年9月28日

「ちばぎん遺言代用信託」の利用対象者及び取扱店の拡大について

千葉銀行（頭取 佐久間 英利）は、2017年10月2日（月）より、「ちばぎん遺言代用信託」について、利用対象者を拡大するとともに全営業店[※]で取扱いを開始いたしますので、お知らせします。

本商品は、「将来の相続発生時に相続人が困らないようにしておきたい」というお客さまのニーズにお応えするもので、当行がお客さま（被相続人）から金銭の信託を受け、これを元本保証でお預かりし、相続発生時にお客さまがあらかじめ指定した受取人（相続人）に一括して交付する仕組みとなっております。

これまでは当行で遺言信託をご利用いただいている方のみが対象でしたが、この度、当行に預金口座をお持ちの方であればどなたでも本商品をお申込みいただけるようになります。

また、お申込み手続きについても、これまで本部の専門人員が訪問により受け付けておりましたが、これからは全営業店の窓口でも対応いたしますので、より幅広いお客さまのご相談、お申込みにお応えできるようになります。

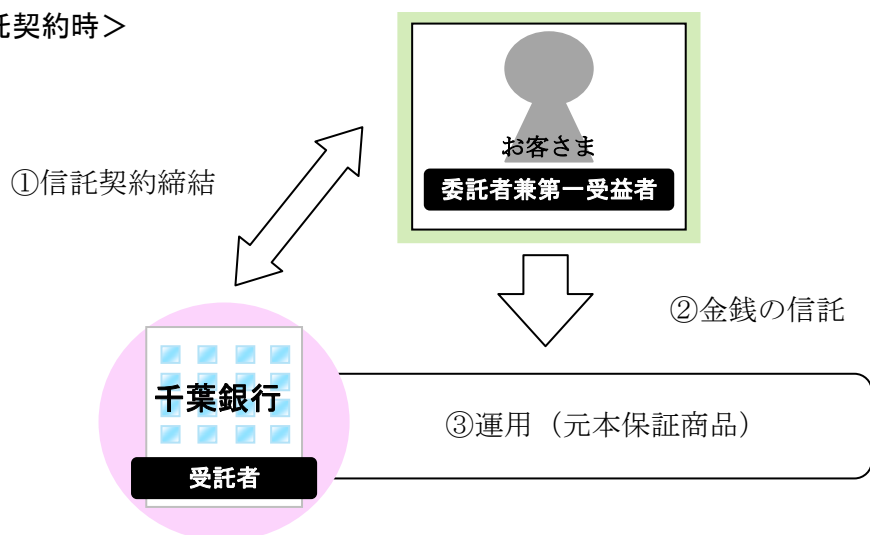
当行は、今後もお客さまの利便性向上を図るべく、商品・サービスの拡充に努めてまいります。

※大阪支店、市役所出張所、ローンプラザ、両替出張所、海外拠点を除く。

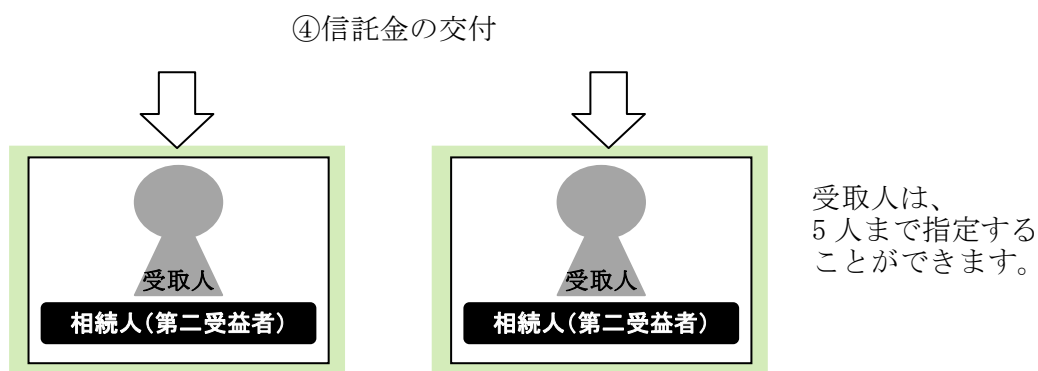
以 上

1. ご利用の流れ

<信託契約時>



<相続発生後>



2. 商品概要

商品名	ちばぎん遺言代用信託	
対象者	個人のお客さま (お客さま1人につき1契約)	
信託目的	信託された金銭を元本保証のもと運用し、相続発生時に信託された金銭を受取人に交付いたします。	
信託期間	30年。なお、信託期間満了までに相続が発生しなかった場合には、お客さまに信託された金銭をお返しいたします。	
信託金の支払い	お客さまの相続発生時に、あらかじめ指定された受取人(相続人)から必要書類をご提出いただいたのちに金銭の支払いをいたします。	
信託報酬	信託報酬(契約手数料)	信託財産額の1% ※但し、最低50千円(税別)
	信託報酬(運用報酬)	運用収益の中から一定の金額をいただきます。
	解約・振込手数料	無料

以上